


# 令和6年度伊達市保育所入所案内



«令和6年4月から保育所へ入所するための案内です»

受付区分	申込受付日時	受付場所
新規入所	令和5年12月2日(土)～12月4日(月) 受付時間：2日(土)・3日(日) 午前9:30～午後3:00 4日(月) 午前9:30～正午 <b>入所するお子さんの面談がありますので一緒にお越しください。</b>	伊達市市民活動センター (鹿島町20番地1)
継続入所	令和5年11月13日(月)～11月24日(金) 受付時間：各保育所の開所時間 ※送迎時に保育所へ提出してください。 <b>きょうだいで新規入所希望のお子さんがある場合、まとめて新規入所受付期間にお申し込みください。</b>	通所中の保育所

※上記期間以外での途中入所は随時、市役所本庁舎1階子育て支援課窓口にて受け付けております。

 受付期間を間違えないよう申込みをしてください。

## ★申込書類チェック表★

 申込時に不備がないよう必ずチェックしてください。

申込に持参する書類 (詳しくは3ページをご覧ください。)	
<input type="checkbox"/> 保育所等入所申請書	<input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の証明書 ※保護者全員分の書類が必要です。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは通知カード※継続入所の場合不要	

### ◆お問い合わせ先

- 伊達市健康福祉部子育て支援課保育係  
〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1  
TEL: 0142-82-3194 (子育て支援課直通)  
メール: jidoukatei@city.date.hokkaido.jp

- 伊達市大滝総合支所地域振興課  
〒052-0301 伊達市大滝区本町85番地  
TEL: 0142-82-6748

保育所の申込については下記のQRコードでも確認できます。

【伊達市HP 保育所への入所】



《目次》	ページ
1 入所施設一覧	1
2 教育・保育給付認定	3
3 保育所の申し込み	3
4 保育の認定期間・保育時間	4
(2号・3号認定)	
5 保育料・副食費	5
6 特別保育事業	9
(1) 延長保育	
(2) 休日保育	
(3) 一時保育	
(4) 病児保育	
7 保育所のきまり	11
(1) 慣らし保育について	
(2) 送り迎えについて	
(3) 健康管理について	
(4) 給食について	
(5) 保育中のけが・事故について	
(6) 服装・持ち物について	
(7) 保育所の行事について	
8 入所決定までのスケジュール	13
9 伊達市保育所等の利用調整基準	14
(1) 優先順位の設定方法	
(2) 基本点数表	
(3) 調整点数表	
(4) 同一点数時の順位表	
10 子育て支援センター	16

# 1 入所施設一覧

○ 特別保育凡例

「延」（延長保育）・「障」（障がい児保育）・「休」（休日保育）・「一」（一時預かり保育）

《 公立 》 【休所日：日曜・祝日、12月31日～1月5日】

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間	特別保育
ひまわり保育所 (定員 120名)	伊達市竹原町57番地 1 電話・FAX:0142-25-3493	(入所日時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:30～18:30	障
くるみ保育所 (定員 90名)	伊達市末永町94番地91 電話・FAX:0142-25-1165	(4月1日現在) 1歳6か月以上 から 5歳まで	7:30～18:30	障
大滝保育所 (定員 30名)	伊達市大滝区本郷町84番地 電話・FAX:0142-68-6262	(入所日時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:45～18:00  (私的契約・8:30～16:30)	障

《 私立 》 【休所日：日曜・祝日、12月31日～1月5日】

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別保育
伊達保育所 (定員 60名)	伊達市大町18番地 電話・FAX:0142-23-4017	(4月1日現在) 1歳以上 から 5歳まで	7:30～19:30  (延・18:30～19:30)	延・障
うす保育所 (定員 20名)	伊達市有珠町1番地1 電話・FAX:0142-38-2598	(4月1日現在) 1歳以上 から 5歳まで	7:45～18:00	障
ふたば保育所 (定員 90名)	伊達市館山下町160番地 電話・FAX:0142-23-2792	(入所日時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:15～19:15  (延・18:15～19:15)	延・障
虹の橋保育園 (定員 60名)	伊達市舟岡町200番地142 電話：0142-25-7111 FAX：0142-25-7155	(入所日時点で) 生後57日以上 から 5歳まで	7:00～19:00  (延・7:00～7:30) (延・18:30～19:00)	延・休 障・一
つつじ保育所 (定員 90名)	伊達市舟岡町247番地170 電話：0142-25-1918 FAX：0142-82-9009	(入所日時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:30～19:30  (延・18:30～19:30)	延・障 一

※くるみ保育所、伊達保育所、うす保育所は、4月1日現在で上記の年齢を超えていなければ、途中入所はできません。

※年度途中に育児休業明けで入所を希望する場合、原則、公立保育所のみ対象となります。

## 《 認定こども園 》

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別 保育
京王幼稚園 (保育部分) (定員 30名)	伊達市館山町15番地 電話 0142-23-5454	(入所日時点で) 3歳から5歳まで	7:00~19:00 (延・7:00~7:30) (延・18:30~19:00)	延・障

※保育を必要とする場合のみ利用可能です。保育所入所時の申請が必要な他、直接京王幼稚園へ「入園願書」の提出が必要です。

※京王幼稚園の教育部分の利用を希望する場合は、直接幼稚園へ申込みください。

## 《 企業主導型保育所 》

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別 保育
あんあん保育園 ソラニワルーム (地域枠定員 6名)	伊達市大滝区北湯沢温泉町50番地 電話 070-5609-0022 (園長)	(入所日時点で) 生後6か月から5歳ま で	8:00~20:00 (延・19:00~20:00)	延・一

※あんあん保育園ソラニワルームの詳細、利用の希望は、直接保育園 (0142-68-6552) へご連絡ください。

※設置者：野口観光株式会社 運営事業者：iNe Japon 株式会社 (アイネジャパン)

## ◆令和6年度 保育所 入所年齢早見表

クラス		年齢	生年月日
未 満 児 ク ラ ス	0歳児クラス	令和6年 4月1日 5か月以上  0歳~1歳	令和5年4月2日 から 令和5年11月1日 生まで  ※お子さんが出生したら申込み可能ですが 必ず入所できるとは限りません。
	1歳児クラス	1歳~2歳	令和4年4月2日 から 令和5年4月1日 生 まで
	2歳児クラス	2歳~3歳	令和3年4月2日 から 令和4年4月1日 生 まで
以 上 児 ク ラ ス	3歳児クラス (年少)	3歳~4歳	令和2年4月2日 から 令和3年4月1日 生 まで
	4歳児クラス (年中)	4歳~5歳	平成31年4月2日 から 令和2年4月1日 生 まで
	5歳児クラス (年長)	5歳~6歳	平成30年4月2日 から 平成31年4月1日 生 まで

## 2 教育・保育給付認定

保育所などを利用するために子どもの年齢や世帯の状況に応じて3つの区分の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	保育の必要性	対象	利用可能施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上の小学校就学前の子どもで教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育短時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を希望する場合	・保育所
3号認定	保育標準時間認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで保育を希望する場合	・認定こども園（保育部分）

※認定申請は居住地の市町村で行う必要があります。

※幼稚園と認定こども園への入園希望、詳細等は各園にお問い合わせください。

(伊達市内では京王幼稚園と伊達幼稚園が対象です。)

## 3 保育所の申し込み

申し込みの際は、次の書類の提出が必要です。

【必要な書類等】

- 保育所等入所申請書、世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード
- 保育を必要とする証明書
  - ・下の表を参考に該当する書類を必ず提出してください。

※きょうだいがいる場合、保育を必要とする証明書の提出は父母1枚ずつで構いません。

保育を必要とする事由	保育を必要とすることを証明する書類
就労（予定も含む）	就労証明書
妊娠・出産	母子保健手帳の写し(出産予定日、出産日がわかるページ)
保護者の疾病・負傷	医師の診断書・身体障がい者手帳の写し等
同居親族等の介護・看護	医師の診断書 介護認定結果通知書の写し等
就学	在学証明書
求職活動	求職活動申出書・ハローワーク受付票の写し
災害復旧	り災証明書
①育児休業中で継続入所する場合 ②育児休業明けで4月1日から新規入所する場合 ③育児休業中で4月2日以降に入所する場合 ※育児休業中の新規入所はできません。	①、②就労証明書  ③就労証明書、育児休業明け入所申出書
その他	必要に応じて書類を求める場合があります

※求職活動、育児休業中などは保育短時間となるため「保育短時間認定同意書」の提出が必要です。

【状況により必要となる書類】

保育を必要とする事由	必要な書類
同居している65歳未満の祖父母がいる場合	父母と同様に、祖父母の状況に応じて上段の書類を提出してください。
同居している方の中に障がい者手帳をお持ちの方がいる場合	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 等

※調整点数及び保育料の算定に影響がありますので該当する場合は提出が必要です。

## 4 保育の認定期間・保育時間（2号・3号認定）

保育の認定期間と保育時間は「保育を必要とする事由」により異なります。

### 【認定期間】

No.	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労	在職期間
2	妊娠・出産	出産予定日の前8週から後8週の期間を含む月単位の期間
3	疾病・負傷	療養に要する期間 ※診断書等に証明された療養期間
4	介護・看護	介護・看護に要する期間
5	就学	就学期間
6	求職活動	退職日の翌日から60日を経過する日を含む月末までの期間
7	災害復旧	災害復旧に要する期間
8	育児休業	育児休業期間
9	その他	必要に応じて期間を認定

### 【保育時間】

●**保育標準時間**：最長11時間/日（保育所で異なります。 ※詳細は1ページ）

●**保育短時間**：最長8時間/日（8：30～16：30）

保育を必要とする事由	保育必要量
1.就労 4.介護・看護 5.就学	・1ヵ月あたりの保護者の就労等の時間により区分 保護者のいずれも月/120時間以上…「 <b>保育標準時間</b> 」 保護者のいずれかが月/64時間以上120時間未満…「 <b>保育短時間</b> 」  例) 父：月/160時間の就労 母：月/100時間の就労 ⇒ 保育短時間
2.妊娠・出産 3.疾病・負傷 7.災害復旧	「 <b>保育標準時間</b> 」
6.求職活動 8.育児休業	「 <b>保育短時間</b> 」

※1.就労 4.介護・看護 5.就学を事由とする場合は、月64時間以上の労働等を常態化していることが要件です。

※保育所と認定こども園の保育部分では、原則として保育が必要な時間帯の利用となります。

仕事がない日（時間帯）は、できるだけお子さんと一緒に過ごしましょう。

※月の就労時間等が保育短時間に該当する場合でも、通勤時間・就業時間などにより送迎が困難である場合は、保育標準時間での認定を受けることが可能です。

※保育施設利用可能時間を超えて保育が必要なお子さんは、延長保育を利用することができます。

利用の際は、別に延長保育料がかかります。（詳細は9ページ）

## 5 保育料・副食費

保育料、副食費（給食のうち主におかず代）は年齢（4月1日現在）と世帯の市町村民税額（住民税）により決定します。また、毎年9月に保育料、副食費の改定があります。

4月分から8月分までは令和5年度市町村民税額、9月分から翌年3月分までは令和6年度市町村民税額によりそれぞれ算定し、決定します。

令和6年4月	8月	9月	翌年4月
令和5年度 市町村民税額		令和6年度 市町村民税額	

※ 市町村民税額…住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は、控除前の額が算定の基準となります。

※ 入所児童が2名以上の場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料です。

● ひとり親世帯の市町村民税所得割額合算額が次に該当する場合は軽減が受けられます。

・ 48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く）

第1子=1,000円の軽減措置に加え半額 第2子以降=無料

・ 48,600円以上～77,101円未満

第1子=9,000円 第2子以降=無料

(0～2歳児)

■ 保育料、副食費基準額表（大滝保育所を除く）

定義	階層区分	保育標準時間						※参考記載		
		保育標準時間			保育短時間			国の基準（標準時間）		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税均等割のみ	C1	16,000	0	0	15,800	0	0	19,500	0	
市町村民税の所得割額	48,600円未満	C2	18,000	0	0	17,700	0			0
	57,700円未満	D1	21,000	0	0	20,700	0	0	30,000	0
	61,000円未満	D2	21,000	4,500	4,500	20,700	4,500	4,500		
	73,000円未満	D3	26,000	4,500	4,500	25,600	4,500	4,500		
	77,101円未満	D4	28,000	4,500	4,500	27,600	4,500	4,500		
	85,000円未満	D5	28,000	4,500	4,500	27,600	4,500	4,500		
	97,000円未満	D6	30,000	4,500	4,500	29,500	4,500	4,500		
	121,000円未満	D7	36,000	4,500	4,500	35,400	4,500	4,500	44,500	0
	145,000円未満	D8	37,000	4,500	4,500	36,400	4,500	4,500		
	169,000円未満	D9	43,000	4,500	4,500	42,300	4,500	4,500		
	195,000円未満	D10	49,000	4,500	4,500	48,200	4,500	4,500		
	221,000円未満	D11	57,000	4,500	4,500	56,100	4,500	4,500	61,000	0
	247,000円未満	D12	57,000	4,500	4,500	56,100	4,500	4,500		
	274,000円未満	D13	58,000	4,500	4,500	57,100	4,500	4,500		
	301,000円未満	D14	58,000	4,500	4,500	57,100	4,500	4,500		
	397,000円未満	D15	71,000	4,500	4,500	69,800	4,500	4,500		
397,000円以上	D16	81,000	4,500	4,500	79,700	4,500	4,500	104,000	0	

■保育料、副食費基準額表（大滝保育所）

定義	階層区分	保育標準時間						※参考記載 国の基準（標準時間）		
		保育標準時間			保育短時間			国の基準（標準時間）		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	
生活保護世帯	第1	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
市町村民税非課税世帯	第2	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税均等割のみ	第3	9,750	0	0	9,650	0	0	19,500	0	
市町村民税の所得割額	48,600円未満	第4	15,000	0	0	14,800	0			0
	57,700円未満	第5	15,000	0	0	14,800	0	0		
	77,101円未満	第6	15,000	4,500	4,500	14,800	4,500	4,500	30,000	0
	97,000円未満	第7	15,000	4,500	4,500	14,800	4,500	4,500		
	169,000円未満	第8	22,250	4,500	4,500	21,950	4,500	4,500	44,500	0
	274,000円未満	第9	30,500	4,500	4,500	30,000	4,500	4,500	61,000	0
	397,000円未満	第10	40,000	4,500	4,500	39,400	4,500	4,500	80,000	0
	397,000円以上	第11	40,000	4,500	4,500	39,400	4,500	4,500	104,000	0

■保育料、副食費基準額表（大滝保育所私的契約の場合）

定義	階層区分	保育短時間		
		3歳未満	3歳	4歳以上
市町村民税の所得割額	57,700円未満	ア	21,950	0
	97,000円未満			4,500
	169,000円未満	イ	30,000	4,500
	169,000円以上	ウ	39,400	4,500

■保育料、給食費の支払方法等について

施設区分	クラス区分	支払項目	支払先	支払方法
公立保育所	0歳～2歳	保育料	伊達市	口座振替又は納付書
	3歳～5歳	副食費		
私立保育所	0歳～2歳	保育料	各保育所	施設へご確認ください
	3歳～5歳	副食費		

- ◎ 市での口座振替日は毎月末（12月のみ25日）です。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- ◎ 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、児童手当からの充当、差押え等の滞納処分を行います。
- ◎ 世帯状況が変わったときは、保育料又は副食費が変更となる場合があります。その際は、伊達市子育て支援課で手続きが必要です。



## ◆保育料の軽減について

### ① 【国】 幼児教育・保育の無償化（市役所への申請は必要ありません。）

#### ●無償化の対象者、内容

- ・ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども利用料が無償化（副食費はかかります）
- ・ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

#### ●無償化について

- ・ 保育所に通う児童の無償化の期間は、満3歳になった翌年の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・ 通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

### ② 【北海道】 保育料軽減支援事業（市役所への申請は必要ありません。）

#### ●軽減の対象者

- ・ 世帯の市町村民税所得割額合算額が169,000円（C1階層～D9階層）未満である場合
- ・ 3歳未満かつ第2子以降の児童

#### ●事業の内容

上記に該当する方は、保育料が免除になります。

※第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

### ③ 【伊達市】 第3子以降児童保育料免除事業（市役所へ申請が必要です。）

#### ●免除の対象者

- ・ 18歳以下（高校3年生まで）の児童を3人以上養育している保護者（保育料の納付義務者）であること
- ・ 保護者及び保育所入所児童の住民登録が伊達市にあること
- ・ 保育料の滞納がないこと
- ・ 市税、国民健康保険税の滞納がないこと

#### ●事業の内容

- ・ 第3子以降の児童の保育料、副食費が免除になります。

#### ●手続方法

- ・ 「第3子以降児童保育料免除申請書」、市税「完納証明書」を添付して子育て支援課へ提出してください。  
※申請書は、子育て支援課窓口で配布しています。  
※完納証明書は市役所税務課で発行できます。（1通200円）

### ④ 【伊達市】 保育士として働く方の保育料免除（市役所へ申請が必要です。）

#### ●免除の対象者

- ・ 保育士資格か看護師資格を持ち、市内認可保育所に勤務している方
- ・ **伊達市に住民登録のある0～2歳児で認可保育所及び一時保育を利用するお子さんがいる方**

#### ●事業の内容

- ・ **市内認可保育所で働いている期間は保育料及び利用料が免除になります。**  
※一時預かりについては、働く日のみ免除の対象となります。

#### ●手続方法

- ・ 「保育料減免申請書」、「就労証明書」を添付して子育て支援課へ提出してください。  
※申請書は、子育て支援課窓口で配布しています。（市HPにも掲載しています。）

⑤ 【伊達市】寡婦（夫）控除のみなし適用（市役所へ申請が必要です。）

●**軽減の対象者**

- ・住民登録が伊達市にあること
- ・婚姻をせずに母（父）となり、その後も婚姻（事実婚）をしていない方
- ・生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、ほかの人の配偶者控除や扶養親族になっていない）がいる方
- ・父の場合、合計所得金額が500万円以下である方

●**事業の内容**

- ・寡婦(夫)控除のみなし適用に該当する場合は保育料が**軽減される場合があります。**

●**手続方法**

- ・「保育料における寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書」を提出してください。

※国の制度改正によって保育料・助成制度が変更されることがあります。  
※各種申請書及び就労証明書は、子育て支援課（⑥番窓口）で配布しています。  
（市HPにも様式を掲載しています。）  
※保育料が0円の方は申請は不要です。

## 6 特別保育事業

### (1) 延長保育

認定されている時間を超えて、保育が必要になる場合に利用できます。

#### 例) 伊達保育所の場合 開所時間 7:30~19:30

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:30
標準時間	保育標準時間（利用可能時間） ※基本保育料				延長保育(A)
短時間	延長保育(B)	保育短時間（利用可能時間）			
	延長保育(C)	※基本保育料		延長保育(C)	延長保育(A)

#### ◎保育標準時間の方

- (A) 18:30を超えて利用した場合、200円かかります。  
⇒各保育所でお支払いください。

#### ◎保育短時間の方

- (A) 18:30を超えて利用した場合、200円かかります。  
⇒各保育所でお支払いください。
- (B) 8:30以前に利用した場合、200円かかります。  
⇒市から送付する納付書でお支払いください。
- (C) 8:30以前及び16:30から18:30まで利用した場合200円かかります。  
(朝と夕方、両方の延長保育を利用しても200円です。)  
⇒市から送付する納付書でお支払いください。

#### ●上記は伊達保育所の例です。

延長保育時間、料金は施設によって異なるので、各施設へご確認ください。（詳細は1ページ）  
※延長保育料は無償化の対象外です。

### (2) 休日保育

日曜日及び祝日に保育が必要になる場合に利用できます。

子育て支援課への登録申請後、利用日の前月20日までに虹の橋保育園への予約が必要です。

※年度ごとの登録が必要ですので前年度申請された方も再度登録して下さい。

実施保育園	虹の橋保育園（舟岡町200番地142） 電話 0142-25-7111
対象児童	市内保育所・認定こども園（保育部分）へ入所している満1歳以上の児童
定員	1日12人
利用日時	日曜日、国民の祝日（年末年始は除きます） 7:30~18:30
利用料	無料

### (3) 一時保育

保護者の個人的理由・社会的理由にかかわらず、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、月12日間を限度として、就学前のお子さんを保育する事業です。

詳細・申込みは、実施している保育所までお問い合わせください。

実施施設	虹の橋保育園（舟岡町200番地142） 電話 0142-25-7111	つつじ保育所（舟岡町247番地170） 電話 0142-25-1918
定員	1日6人	1日4人
対象児童	認可保育所、幼稚園、認定こども園に入所していない 満1歳から就学前の児童	認可保育所、幼稚園、認定こども園に入所していない 0歳児（生後6か月から）
利用日時	月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始は除きます） 8：30から16：30まで	
利用料	0～2歳児：1日 1,600円 半日 800円 3～5歳児：1日 1,200円 半日 600円	1日 1,600円 半日 800円
	※生活保護受給世帯・前年度非課税世帯は免除になります。	
延長利用料	朝7：30～8：30 夕16：30～17：30 利用料 各500円 ※延長利用料の免除はありません	なし

### (4) 病児保育

病気のお子さんを就労中の保護者に代わって病児保育する事業です。

詳細・申込みは、「メイの家」までお問い合わせください。

実施事業所	メイの家（松ヶ枝町30番地8 インター通り小児科裏） 電話 0142-21-3388
対象児童	生後5か月から小学校6年生まで
定員	1日2人
利用日時	月、火、木曜日（お盆休み・年末年始は除きます） 8：30から17：30まで
利用料	1日 1,800円 ※生活保護受給世帯・前年度非課税世帯は免除になります。

## 7 保育所のきまり

保育所では、集団生活の場であるため、安全かつ快適に保育ができるよういくつかのきまりを設けています。

保育所により異なるものがありますので、詳細は各保育所にご確認ください。

### (1) 慣らし保育について

入所時にお子さんが負担なく集団生活と環境の変化に慣れるため、保育時間を徐々に長くし安心して過ごせるよう、1週間程度の慣らし保育を行っています。

期間については、各保育所にご相談ください。

**※育児休業中の慣らし保育は出来ませんので、入所日からの受入となります。**

**(例：4月1日入所日の場合、4月1日から1週間程度など)**

#### **例) くるみ保育所の時間帯**

- ・ 1～2日目 11：00
- ・ 3日目 12：15（給食が始まります）
- ・ 4日目 15：15（お昼寝後のお迎えです）
- ・ 5日目 それぞれの受託時間です

### (2) 送り迎えについて

- ・ 決められた登所時間から遅れて登所する場合や、欠席する場合は当日の午前9時までにご連絡ください。
- ・ 決められた人以外が迎えに来る場合は連絡をしてください。連絡のない場合はお子さんをお渡しできません。
- ・ 事故防止のため、必ずお子さんと手をつなぎ飛び出しなどがないようにお願いします。
- ・ 指定されている駐車場を利用してください。

### (3) 健康管理について

- ・ 身体はいつも清潔にしてください。
- ・ 予防接種や健診については保護者が責任を持って受けて下さい。  
（予防接種日は副作用が出ることがありますので家庭で安静にお願いします）
- ・ 特異体質（熱性けいれん等）の場合は、忘れずにその旨をお知らせください。
- ・ 保育所では、薬などの与薬は行いません。病気の場合は全快するまで家庭での休養をお願いします。
- ・ 伝染性疾患の場合は、医師の指示に従って治療してください。
- ・ 集団生活に耐えられない健康状態の時は途中で連絡し、お迎えに来ていただきます。
- ・ 保育所では、嘱託医による内科健診と歯科検診を実施しています。

### (4) 給食について

毎月献立表をお渡ししますので参考にしてください。

- ・ 0歳児は発達に応じて食事の内容が変わります。
- ・ 1歳児～2歳児クラスの昼食は完全給食（主食・副食）です。
- ・ 3歳児クラス以上の昼食は副食のみです。副食にあった主食を持たせてください。
- ・ 食物アレルギーなどで食事に配慮が必要な場合は、医師の指示書等に基づき対応することがありますので、ご相談ください。

#### (5) 保育中のけが・事故について

保育所は、お子さんの健康と安全に最大限の注意を払ってお預かりし、けが・事故の未然防止にできる限り努めてまいります。

万が一、保育中にけがや事故が発生した場合、すみやかに状況を判断し、応急処置のうえ保護者へ連絡後、医療機関へ搬送等の対応をとります。

保護者と連絡がつかない場合には、保育所が判断させていただきます。

その後、通院が必要な場合には、保護者の方に行っていただきます。

※ なお、入所児童は全て傷害保険に加入しています。

#### (6) 服装・持ち物について

- ・ 衣服、持ち物などはいつも清潔にしてください。
- ・ すべてに大きく名前をつけてください。
- ・ 活動しやすい季節にあった服装にしてください。
- ・ ひとりで着脱のしやすいもの、排泄の際にお子さんが困らないものを着させてください。
- ・ 靴は、足にあったもので、自分で履けて、活動しやすいものを履かせてください。
- ・ 持ち物については各保育所で異なりますので、ご確認をお願いします。

#### (7) 保育所の行事について

保育所では年間を通して様々な行事を行っています。

例) くるみ保育所の行事

5月	園外保育(バス)・内科健診
6月	親子遠足・歯科検診・喜楽園訪問
7月	園外保育(バス)
10月	運動会・りんご狩り・喜楽園訪問・園外保育(バス)・内科健診
12月	発表会・クリスマス会
1月	保育参観
2月	節分集会・内科健診
3月	ひなまつり・お別れ会・卒園式
毎月	お誕生会・避難訓練

## 8 入所決定までのスケジュール

◆12月4日（月） 新規入所申込締切



◆12月下旬～2月中旬 入所選考

- ・利用調整基準に基づき、保育の優先度の高い方から入所選考を行います。
- ・申込期間内であれば、先着順で決定することはありません。
- ・選考時、書類不備や内容確認のため、市から保護者へ連絡することがあります。
- ・不足書類の未提出、虚偽申請などがあつた場合は、保育所へ入所できない場合があります。
- ・第3希望までの保育所に入所できない場合のみ、市から個別に連絡し、調整させていただきます。  
(定員を超える場合は、待機となる可能性があります)



◆2月下旬 入所可否決定

- ・選考結果を郵送で通知します。

※入所申込状況により、保育所の決定時期は前後することがありますので、ご了承ください。

※入所選考中に、保育所を辞退し幼稚園など他の施設に入所する場合や、市外に転出する場合は申請の取り下げが必要になります。市役所1階子育て支援課⑥番窓口まで手続きにお越しくください。

●申込み時から変更があつた場合

世帯の状況が変わつた場合は、子育て支援課で手続きが必要です。

【例】

- ・住所、氏名の変更
- ・家族構成の変更（再婚・離婚・親族との同居など）
- ・退職、職場変更、就業時間の変更
- ・妊娠、出産、育児休業を取得する場合
- ・電話番号等、連絡先に変更があつた場合
- ・保育の必要性がなくなつた場合                      等

※変更の事由に応じ、書類の提出も必要です。（3ページ参照）

## 9 伊達市保育所等の利用調整基準

保育所・認定こども園の保育部分の利用調整は、市が定めた利用調整基準に基づき入所児童の優先順位を決定します。

### (1) 優先順位の決定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を決定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位表」により優先順位を決定します。

#### ①基本点数

伊達市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い決定します。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を決定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で決定します。

#### ②調整点数

①保育の代替手段、②世帯状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点します。

#### ③同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の世帯は、同一点数時の順位表の該当順により判断します。

### (2) 基本点数表

#### 世帯

事由	状況	点数	保育を必要とする理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160時間以上就労している。
		90	月実働140時間以上160時間未満就労している。
		80	月実働120時間以上140時間未満就労している。
		70	月実働100時間以上120時間未満就労している。
		60	月実働64時間以上100時間未満就労している。
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院、又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
80		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合	
60		身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合	
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合)
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合)
		50	入院、通院、通所の付添いのため、月64時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合)
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		20	求職中(就労先未定)である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育休継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩医師、保育士等		—	医師、保育士(保育助手を含む)、幼稚園教諭、保育教諭が伊達市内の病院、保育所、認定こども園、幼稚園で勤務する場合で、子が保育所利用を希望する場合は優先入所とする。
⑪その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(注)

※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。

※ 就労時間には休憩時間を含みます。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断とします。

※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除きます。

※ 就労時間には通勤時間を含みません。

※ 保育士等の優先入所にあたり、事務職員・調理員・用務員は含まれません。また、保育助手は資格の有無は問いません。



(3) 調整点数表

区 分	内 容	調整点数
① 保育の代替手段	児童と同居の祖父母が65歳未満であり、保育を必要とする事由がない場合	-5
	育児休業後、復職時（4月2日以降）に利用を希望する場合	20
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	50
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	80
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神または身体に障がいを持っている場合	10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
③ 就労状況	父母のうちいずれかが単身赴任	10
④ きょうだいの状況	既にきょうだいが利用中の保育施設等を希望する場合	30
	きょうだいが同時に申込みをする場合	10
	特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）に通所していないまたは申込みをしない未就学の児童がいるとき	-10
⑤ 昨年度の保育状況	前年度通っていた保育所に継続入所を希望する場合	100
	前年度通っていた認定こども園に継続入所を希望する場合	100
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児である場合	100
	転所を希望する場合	80
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合	80
	前年度（令和4年12月3日（土）から令和5年3月31日（金）まで）に入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	50

(4) 同一点数時の順位表

順位	内 容
1	伊達市民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市民税所得割額の低い世帯

## 10 子育て支援センター

お仕事がお休みの日や保育所・幼稚園の入園までの期間等、お子さんと一緒に「子育て支援センター」へ遊びに行ってみませんか。

### ●子育て支援センターってどんなところ？

広い部屋の中にたくさんの遊具があり、それを自由に使用して遊ぶことができます。お子さんや保護者の方の交流の場としてもご利用いただけます。職員が滞在し、利用のサポートをしますので、初めての方でも安心してご利用ください。

### ●どのように利用するの？

3ヶ所の支援センターの開放曜日・時間内であれば入室・退室は自由です。予約も必要ありません。お子さんだけを預けることはできませんので、保護者の方と一緒にご利用ください。また、育児や発育の心配事なども気軽にご相談ください。

施設	開館日	開館時間	内容
えがお 末永町92番地6 TEL 0142-21-3415	月～金	8:45～17:30	<p>●<u>育児相談</u> 子育てに関する相談などをお受けします。</p> <p>●<u>センター開放事業</u> (月・木曜日 9:30～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方は、予約なしで利用することができます。</p> <p>●<u>イベント</u> 保護者向けの講座やイベントなどを開催しています。 詳細は市HP、広報だて、えがおの情報誌等をご覧ください。</p>
おひさま 舟岡町200番地142 (虹の橋保育園に併設) TEL 0142-25-7111	月・火・木	9:30～16:00	<p>●<u>育児相談</u> 子育てに関する相談などをお受けします。</p> <p>●<u>センター開放事業</u> (9:30～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方は、予約なしで利用することができます。</p>
くろーばー 館山下町160番地 (ふたば保育所に併設) TEL 0142-23-2792	月・水・金	9:30～16:00	<p>●<u>育児相談</u> 子育てに関する相談などをお受けします。</p> <p>●<u>センター開放事業</u> (9:30～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方は、予約なしで利用することができます。</p>

※ 詳しくは各子育て支援センターにお問い合わせください。



子育て支援センター 伊達市HP